



# 資料編



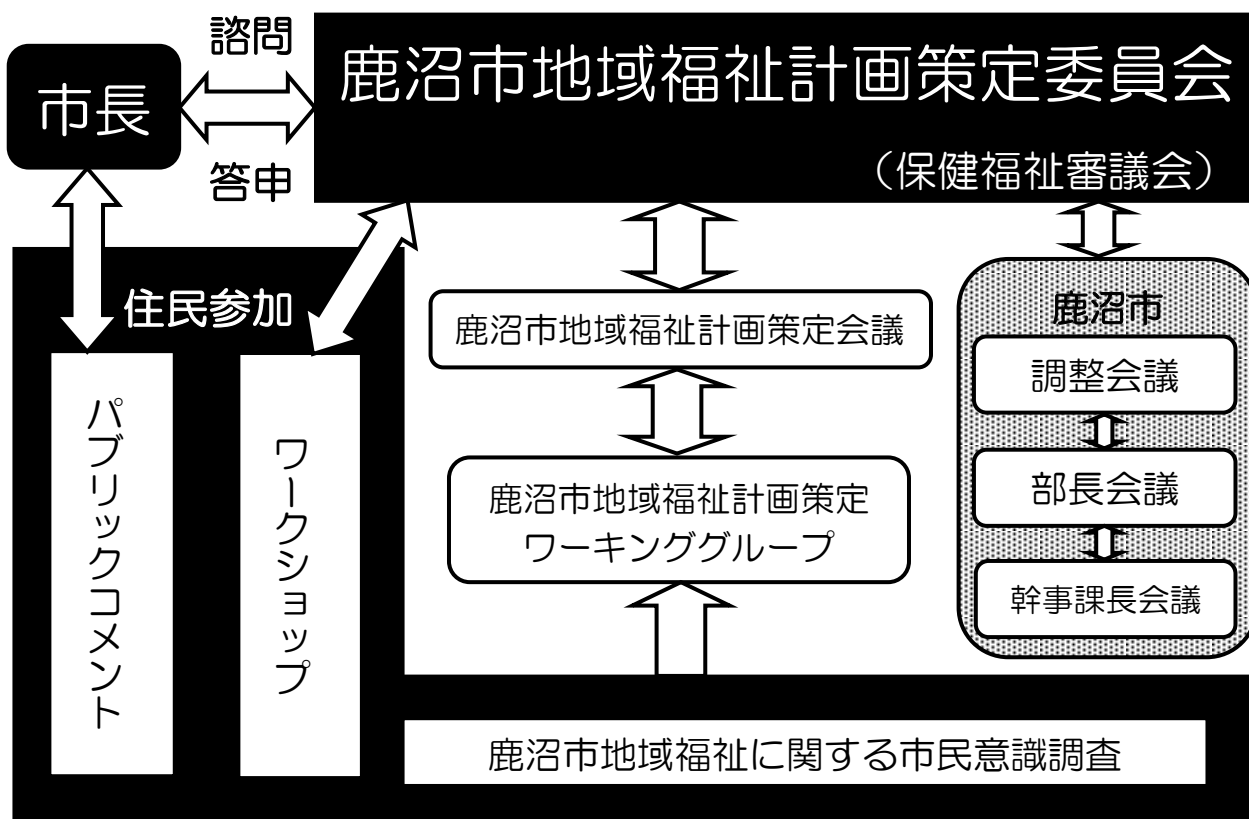
# 1 策定経過と体制

## ■ 策定経過

平成27年		
11月10日～ 11月30日	地域福祉に関する市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の市民（回収956票）</li> <li>・集約と分析</li> </ul>
平成28年		
5月27日	第1回ワーキンググループ会議 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野ごとの反省点や問題点</li> <li>・キャッチフレーズの作成</li> <li>・アンケート調査結果より使うものの選別</li> </ul>
6月28日	第2回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章立て（案）その概要の協議</li> <li>・第1章第2章の具体的な協議・検討</li> <li>・基本理念（案）の検討</li> </ul>
7月1日	第1回地域福祉策定会議 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ（案）の協議</li> <li>・章立て（案）その概要の協議</li> <li>・第1章第2章の具体的な協議・検討</li> <li>・基本理念（案）の検討</li> </ul>
8月8日	第1回保健福祉審議会 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長からの諮問</li> <li>・経過やスケジュールの承認</li> <li>・第三期地域福祉計画について（第1章、第2章、基本理念について）</li> </ul>
8月26日	第3回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標（案）</li> <li>・第3章、第4章の具体的な協議</li> </ul>
9月14日	第2回地域福祉策定会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ（案）の協議</li> <li>・基本目標（案）</li> <li>・第3章、第4章の具体的な協議</li> </ul>
9月20日	第4回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章の基本目標と取り組み</li> <li>・ワークショップについて</li> </ul>

9月23日	第3回地域福祉策定会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ（案）の協議</li> <li>・第4章の基本目標と取り組み</li> <li>・ワークショップについて</li> </ul>
10月5日	第2回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの意見の反映</li> <li>・基本目標、第3章、第4章の説明</li> </ul>
10月6日	ワークショップ① 	障がい福祉関連団体の地域自立支援協議会において説明を行い意見をもらった。
10月6日	ワークショップ②	民生委員児童委員協議会理事会において説明を行い意見をもらった。
10月19日	幹事課長会議	地域福祉計画素案の説明を行った。
10月26日	ワークショップ③	老人クラブ連合会総務部会において説明を行い意見をもらった。
10月26日	ワークショップ④	民間保育園連盟において説明を行い意見をもらった。
11月2日	調整会議	各部、副市長、総務部長、財務部長から意見を伺い、内容を精査した。
11月10日	部長会議	市長、副市長、教育長、全部長に地域福祉計画案の報告を行い、意見をもらった。
11月14日	ワークショップ⑤	南押原自治会定例会において説明を行い意見をもらった。
11月22日	第5回ワーキンググループ会議	部長会議、調整会議、ワークショップの結果のお知らせと、内容の最終確認
11月24日	第4回地域福祉策定会議	部長会議、調整会議、ワークショップの結果のお知らせと、内容の最終確認
12月26日	第3回保健福祉審議会 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正部分の検討、最終案の協議</li> <li>・終了後、市長へ答申</li> </ul>
<b>平成29年</b>		
1月10日 ～2月9日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページにおいて実施。</li> <li>・意見4件、修正はなかった。</li> </ul>

## ■ 策定体制



## 2 鹿沼市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市民の福祉の向上を図ることを目的として、保健福祉の施策について市長の諮問に応じ調査審議するため、鹿沼市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成9条例6・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第6号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 鹿沼市保健医療対策審議会条例(平成5年鹿沼市条例第6号)は、廃止する。

### 3 鹿沼市保健福祉審議会委員名簿

【平成28年4月1日～平成30年3月31日】

選出区分（第2条2）	No.	選出母体	役職	委員名	備考
医療機関の代表者	1	医師会代表		大久保 昌 章	
	2	歯科医師会代表		福 島 隆 夫	
	3	薬剤師会代表		下 妻 和 彦	
関係団体の代表者	4	自治会代表	会長	鈴 木 節 也	
	5	民生委員児童委員代表		岩 本 雅 子	
	6	女性団体代表		小野口 百 代	
	7	ボランティア代表		山ノ井 濱 市	
	8	老人クラブ代表	副会長	小 島 正 男	
	9	PTA連絡協議会代表		和久井 明 彦	
	10	小中学校長会代表		大 橋 久美子	
	11	身体障害者団体代表		葉 山 廣	
関係行政機関代表者	12	県西健康福祉センター所長		塚 田 三 夫	
知識経験を有する者	13	市議会議員		島 田 一 衛	
	14	市議会議員		鈴 木 敏 雄	
	15	保育園代表		鈴 木 崇 弘	
	16	特別養護老人ホーム代表		佐 藤 歩	
市長が必要と認める者	17	応募者		大 貫 良 明	
	18	応募者		毛 束 民 子	

## 4 市民意識調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、「第3期鹿沼市地域福祉計画」を策定するにあたって、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての市民の意見や要望等、基礎資料を収集するために実施したものです。

### (2) 調査の対象

市内在住の20歳以上の方から、無作為に2,000人を抽出しました。

### (3) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

### (4) 調査期間

平成27年11月～12月

### (5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000人	956人	47.8%

### (6) 調査の内容（全37設問）

1. 基本属性（10設問）
2. 地域活動について（9設問）
3. ボランティア活動について（7設問）
4. 保健・福祉情報について（4設問）
5. 災害時について（2設問）
6. 福祉水準と地域福祉について（5設問）
7. 自由記述（1設問）



## 5 用語の解説

(五十音順)

### 【NPO】

「Non-Profit Organization（民間非営利活動組織・団体）」の略称で、非営利の社会貢献活動や慈善活動を行う市民組織。

### 【かぬま生涯学習大学講座】

鹿沼市民一人ひとりが、いつでも・どこでも・だれでも気軽に、自分に合った学びを生涯にわたって続けられる場を提供することを目的とした取り組み。現在、「地域づくり学部」や「生活学部」、「芸術・文化学部」等、全部で10種類の学部を設けて、様々な講座を開いている。

### 【協働】

地域の課題解決のために、行政単独ないしは市民単独では解決できない問題がある場合、相互の立場や特性を生かし、お互いの不足分を補い合いながら協力し、課題解決に向けた取り組みを進めること。

### 【コミュニティ推進協議会（地区福祉活動推進協議会）】

住民にとって明るく住みよい地域社会をつくるため、地域活性化やコミュニティ活動を推進する組織。自治会や各種団体等で構成される。

### 【社会福祉基礎構造改革】

昭和26年度の社会福祉事業法の制定以来、大きな改正が行われていなかった社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度等の基礎制度について、多様化・増大化する福祉へのニーズに対応することを目的に大幅な見直しを行った国の政策。平成10年に改正大綱が示され、その中で、具体的な方向性として「個人の自立を基本とした制度の確立」「質の高い福祉サービスの拡充」「地域福祉の充実」がうたわれた。また、これらに基づく形で「社会福祉事業法」が大幅改正され、平成12年4月に「社会福祉法」が施行された。

### 【食生活改善推進委員】

“私達の健康は私達の手で”をスローガンに、食や運動、休養など広い視野を持って地域のニーズに合わせた健康づくり事業を積極的に推進するボランティア。

#### 【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が中心となり、地域で福祉活動を行っている住民や団体、施設、保健医療機関、民間企業等との連携に基づいて策定する。「福祉のまちづくり」を目的に、地域における住民の自主的・主体的な福祉活動の進め方について具体的に定めた計画。

#### 【地域子育て支援センター】

子育ての楽しさを味わい合いながら、親同士の交流を拡大し、自主保育グループの育成を進めることを目的としたコミュニティの場。現在、こじか保育園・茂呂保育園・清洲保育園・にっこり保育園の4か所で実施している。

#### 【地域包括支援センター】

高齢者をはじめとした地域住民が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目的に、公正・中立な立場から、相談支援や介護予防の促進に取り組む機関である。現在、中央・北・南・東・西の地域包括支援センターがあり、統括として市役所内に鹿沼市地域包括支援センターが設置されている。

#### 【認知症】

誰にでも起こり得る脳の病気。様々な原因により脳細胞が死ぬことで、記憶力・判断力等の障害が起こり、生活に支障が出ている状態。

#### 【ベビーピクス】

母親と赤ちゃんとのスキンシップのために、ベビーマッサージとベビーエクササイズからなるプログラム。

#### 【ほっとホーム】

家に閉じこもりがちな概ね60歳以上の高齢者等に趣味活動や利用者同士の交流の場を提供し、社会的な孤立感の解消や自立の支援、介護予防等につなげていくことを目的とする施設。現在7か所で運営されている。

#### 【ほっとサロン】

地域で暮らす概ね60歳以上の高齢者が、お茶を飲みながらおしゃべりのできる場所を地域住民自らが設置・運営し、お互いの交流を図る取り組みを行っている。現在51か所で運営されている。

#### 【ボランティアセンター】

市民のボランティア活動の振興を図るため、ボランティアに関する相談や登録の受付、情報提供、ボランティア養成研修等を行う機関。社会福祉協議会が運営主体となっている。

### 第3期鹿沼市地域福祉計画

---

発 行 平成29年3月

企画・編集 鹿沼市 保健福祉部 厚生課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所 本館1階

T E L 0289 (63) 2257 (直通)

F A X 0289 (63) 2169

---